

旧島原藩薬園跡環境整備報告書

昭和63年3月

長崎県島原市教育委員会



序 文

旧島原藩薬園跡は、昭和4年4月文化財（史跡）として国の指定を受け、藩政時代の薬園跡としては日本に三ヶ所しかない貴重なものであります。然しながら時代の変せんに伴い管理上問題はあったものの重要部分については、遺構が残されていたことは誠によろこばしいことであります。

昭和46年から薬園跡の公有化及び環境整備が行われてまいりましたが、昭和62年度をもって全園の公有化及び環境整備を完了出来ましたことは、国、県御当局の絶大なる御援助、御協力の賜であると感謝申し上げる次第であります。

なお、本事業の推進にあたって、設計、施工、用地購入等それぞれの立場で御協力いただいた関係各位に対して厚くお礼申し上げます。

薬園跡につきましては、史跡としての保存は勿論であります。植栽の薬草等をとおして広く市民の健康保持に役立てば幸に存じます。

今後は、史跡としての十分な管理につとめ後世に残せるよう努力いたしたいと存じますので、関係各位の御協力を切にお願いいたしまして序文といたします。

昭和63年3月

島原市教育委員会
教育長 園 田 秀 利

I 旧島原藩薬園跡略史

旧島原藩薬園史については、すでに長崎県文化財調査報告書、第30集「旧島原藩薬園跡環境整備報告」によって述べているので、ここでは概略を報告する。

旧島原藩薬園跡は、豊前の生まれ、加来佐一郎佐之によって開園されている。島原藩第9代目藩主、松平忠誠公は、天保13年(1842)フォン・シーボルトの門人であった加来佐一郎を藩医として、扶持13人の身分で召しかかえた。

加来佐一郎は、島原領豊前の生まれで幼少のころから和漢の学に長じ、特に父のもとで本草学を修め、シーボルトについて西洋医学を学んだ新進の科学者であった。当時、藩の医学校であった「済衆館」の教授となった加来佐一郎は、藩公の命を受けて、翌、天保14年済衆館内に薬園を設けて薬草の栽培を行なった。しかし条件がよくないうえに手狭であったため、藩公は、家士、飯島義角を薬園主任に命じ、加来佐一郎と力を合せて新しく薬園を開かせることとし、藩公の休憩所「桜の茶屋」があった焼野を利用するよう命じた。

薬園開発工事は、弘化2年(1846)より始められたが、この間厳格な出仕定を設け、小松林を開墾し、石垣を積み、薬園方役人の慣れない重労働が続き、嘉永6年(1853)7年の歳月をかけて約1町歩(1ヘクタール)の薬園が完成した。

その年藩主は、加来佐一郎、飯島義角等、関係者全員に対して褒賞を行なっている。こうして出来た薬園は、周囲を高い石垣で囲み、中央部の東西に通じる通路をはさんで、南北

に区分された段々畑になっており、最上段の西端に管理部門の詰所があり、その南側に祭壇を設け、薬師如来等を祠っている。

その後、安政4年(1875)11月加来佐一郎は、島原で没し、その後を飯島義角が引き継いだ。火山灰土のため薬草栽培は困難を極め、当時の「御薬園方諸雑用払」に見られる入益金の内訳は、唐芋50%、菜種22%、大豆10%、薬草10%となっており、支出の大部分を肥料代が占めたため、度々城内の落葉等を肥料としてもらっている。こうして運営された薬園も廃藩により16年間で終わり、廃藩後の土地は一時島原町に預けられ、飯島家が管理することになった。

II 旧島原藩薬園跡の変遷

廃園となった同薬園の土地は、飯島家が管理することになり、明治32年(1899)飯島義角が所有権を登記した。廃園後荒れ果てた土地は、明治44年(1911)富田龍若が所有するところとなり果樹園を始めた。

昭和4年4月2日国は、「旧島原藩薬園跡」として果樹園のまま史跡に指定する旨、同日発行の官報675号で告示した。

その後昭和4年6月島原町が管理団体に指定され、昭和15年の市制施行に伴い島原市が管理団体となった。その頃からのいよいよ戦時色が濃厚となり「公益上必要已ヲ得ザル場合ノ外現状の変更ヲ許可セザルコトヲ要ス。地域内ノ樹木ノ保護ハ勿論、旧時ノ工作物等ニ就テハ、応急修理ト雖モ十分ノ注意ヲ要ス」と掲げられた要件も食糧増産の掛声とともに果樹を抜根し、一部に桧が植林されたほか荒れるにまかされていた。

既存の石垣部分が保存され観察できるよう施工した。

葉木の植栽については、市所有の梅及びニッケイがあったのでこれを移植した。

なお同地の整地に伴い雨水の集積がひどく石垣の崩壊も懸念されたため集水ますを設け排水の工事を実施した。

昭和58年度は、昭和54年55年度買収した市有地2,394㎡について、薬草植栽のため、整地客土を実施した。本工事施行にあたっては、薬草植栽後見学者の利用を考え、観察出来るように新たに園路を設置した。なお薬草栽培管理のため散水栓を設置することにし、散水栓はできるだけ表面に出ないように地下式を採用した。なお整地作業中に水溜遺構が発見されたため、県文化課に依頼し調査のうえ復元した。当年度は一部石垣の崩壊箇所が出たためこれを修復した。

昭和59年度は昭和58年度に整備を行った約2,400㎡の園地に長崎薬草趣味の会(会長高橋貞夫)の協力により約150種の薬草、葉木の植栽を実施したため、折からの薬草ブームに乗り見学者が多数来園するようになった。この薬園跡は便所の設置はなされたものの日陰も無く露天のため見学者が困っていた。このため見学者の便宜を図るため休憩所の設置が望まれた。文化庁と協議の結果、前回の遺構調査で建物のあった場所に設置することになった。この休憩所は和風木造平屋建とし先に設置した便所と外面上はできるだけ合致するように配慮した。建物面積33.87㎡で内部は一部畳敷とし関係資料の展示等できるように配慮した。又水飲場がなかったため一箇所設けた。

昭和61年度は、昭和60年度買収した、1,278

㎡について、抜根、整地客土を実施した。なお一部石垣の崩壊箇所があったためこの修復を実施した。なお植栽する薬木管理のため散水栓3個を設置し、薬草植栽のため客土を実施した。

昭和62年度は石垣の崩壊箇所及び崩壊危険箇所について修復を実施した。

これによって環境整備が一応終了した。

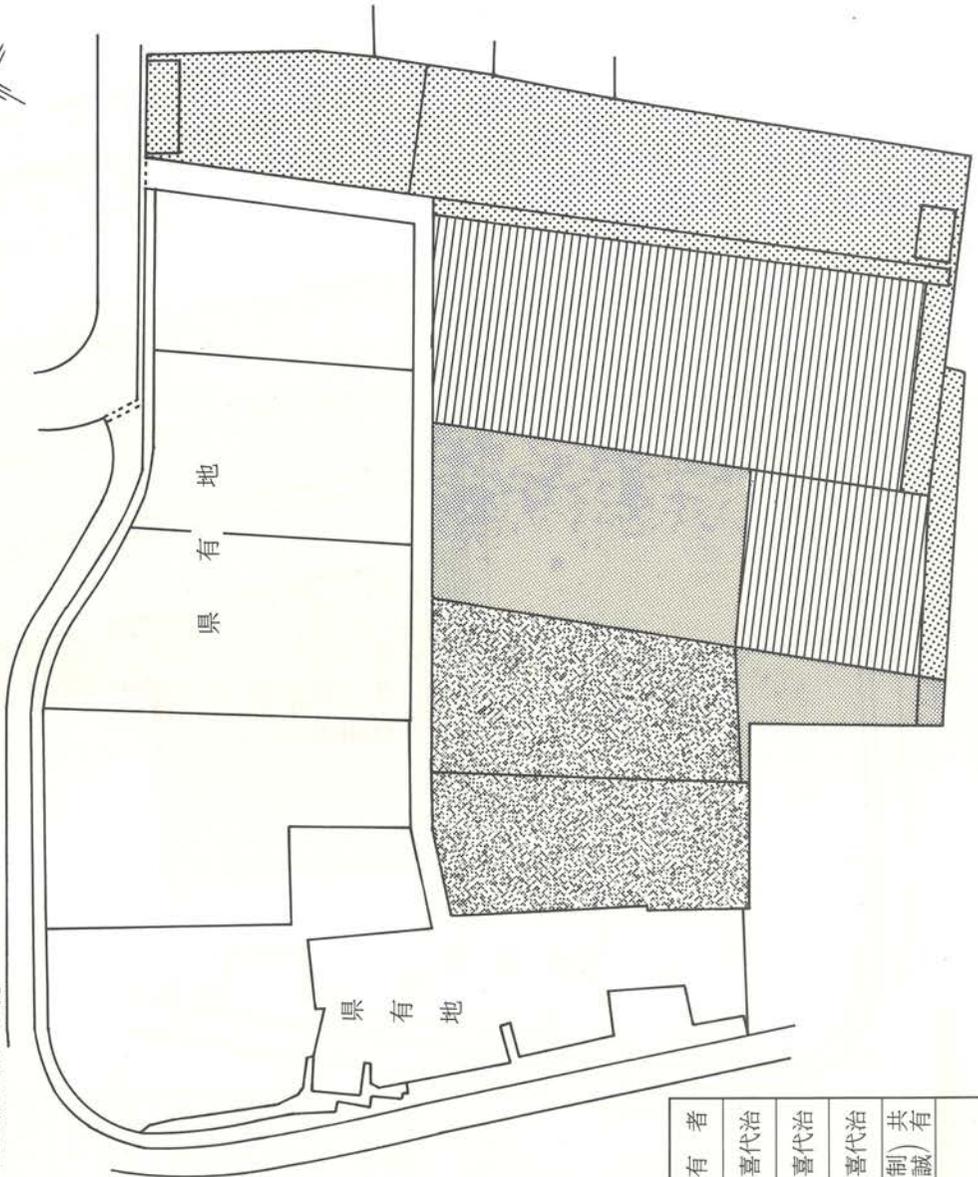
(薬草、葉木の植栽について)

旧島原藩薬園跡の活用については、旧島原藩薬園跡保存管理計画を基本にして整備を進めて来た。活用については、一部に薬草薬木を植栽する計画であったが、環境整備を進める中でできるだけ、薬草を植栽し、同園を史跡として保存することはもちろんであるが、薬草園の再現を図ることにした。これを推進して行くためには、各関係機関と協議を進めながら実施することとした。整備が進行して行く中で昭和59年2月長崎県保健部より旧島原藩薬園跡を薬草見本園として使用させてもらえないか、との申出があり、県文化課及び文化庁と協議の結果了承を得た。昭和58年12月23日、長崎県保健部主催による旧島原藩薬園跡植栽整備計画検討会が開催され、

- ①薬草園の全体計画
- ②年度別計画
- ③各区画の植栽計画
- ④年次別整備後の管理方法
- ⑤全体計画終了後の管理方法
- ⑥島原薬草園整備育成協議会(仮称)の設置

等について、長崎県文化課、医薬総務課、財務課、島原市教育委員会による協議会を開催

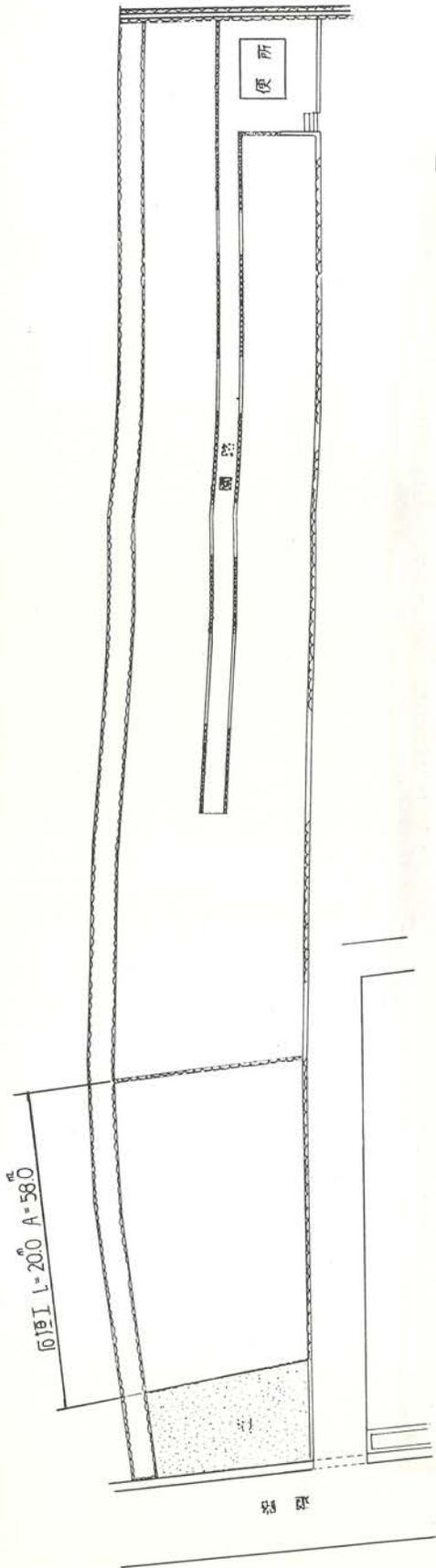
国指定史跡 旧島原藩薬園跡年度別公有化状況



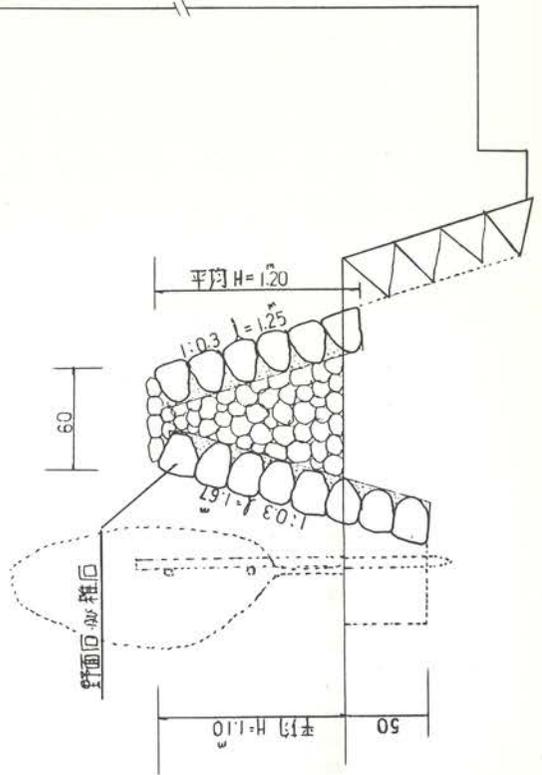
公有化内訳表

年度 (昭和)	公有化面積 (㎡)	事業費 (千円)	所有者
52	1,505	13,170	柴田喜代治
54	1,664	25,000	柴田喜代治
55	829.39	15,000	柴田喜代治
60	1,091.82	28,479	柴田制 柴田誠) 共有
計	5,090.21	81,649	

昭和53年度石垣修復工事設計図

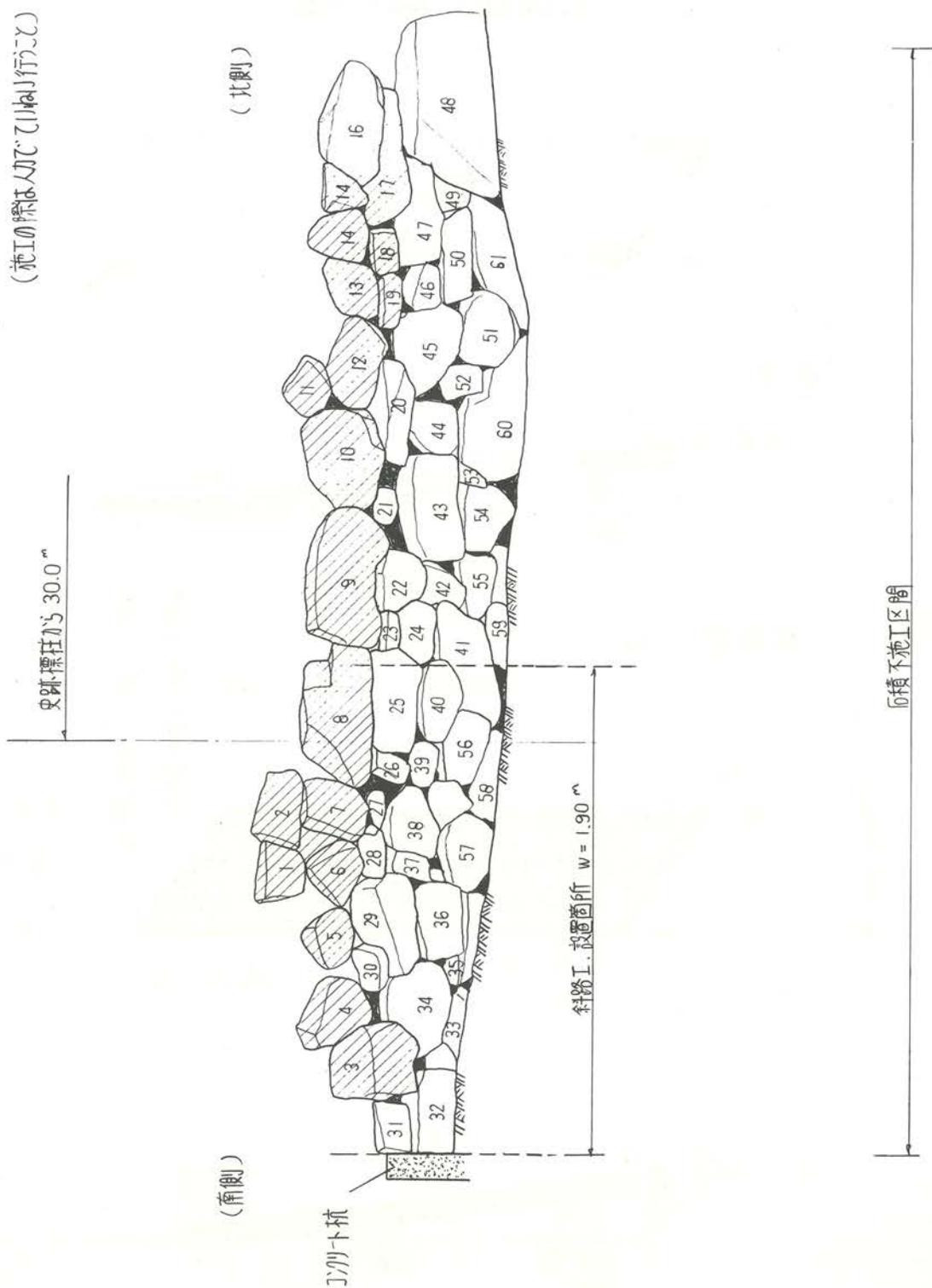


標準断面図 S = 1 / 30

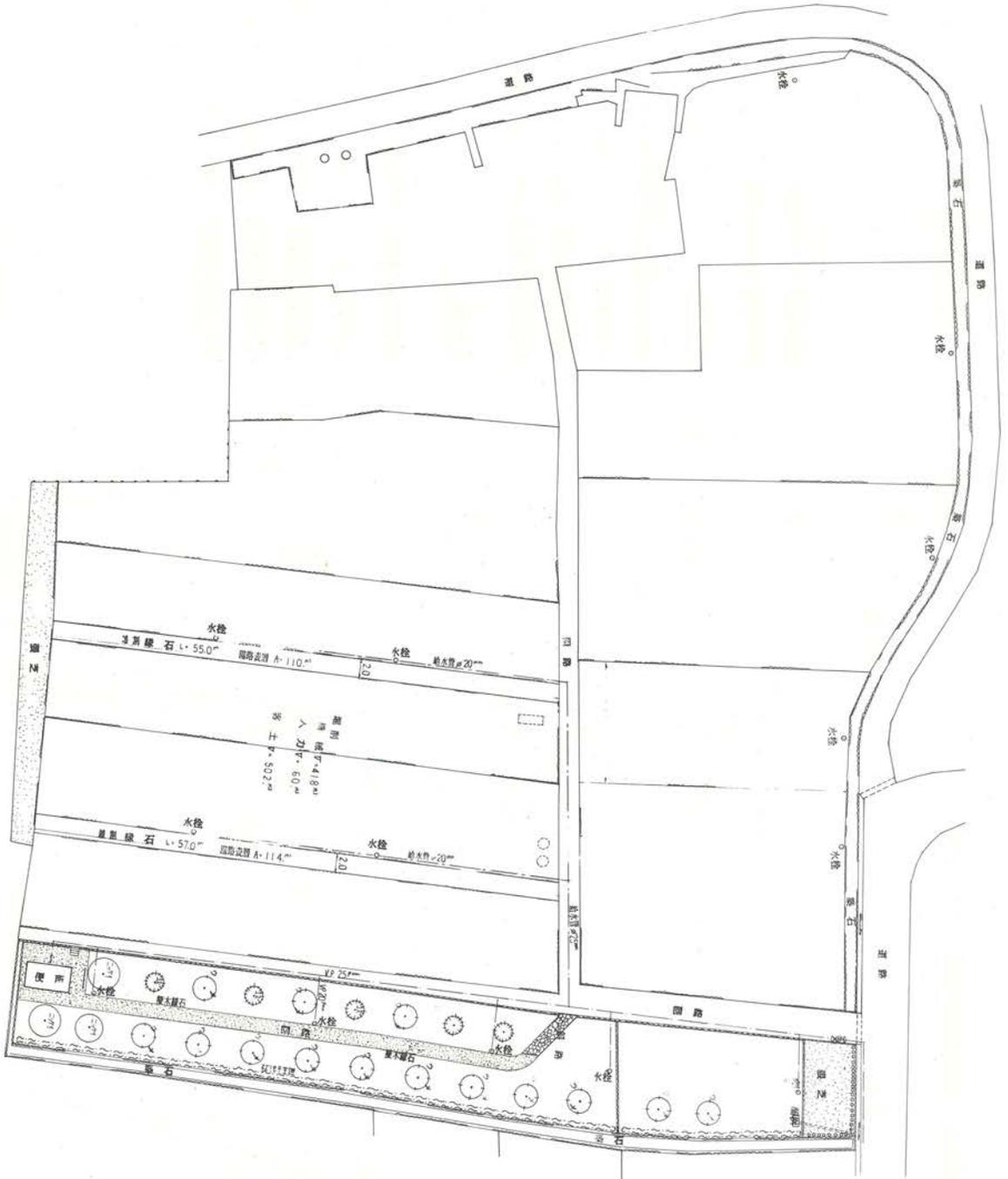


昭和57年度 斜路工設置箇所 既存石積正面図 1/20

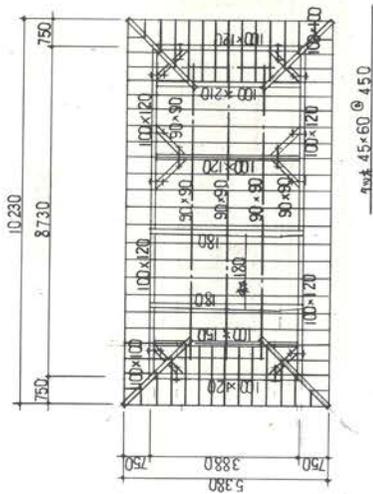
※  までは取り除いてよい。
 (施工の際は入打て山柵で行うこと)



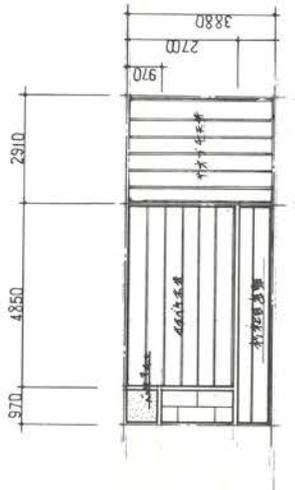
昭和58年度施工 平面図



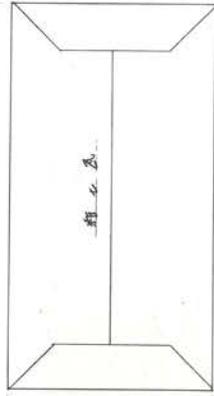
昭和59年度施工 休憩所設計図



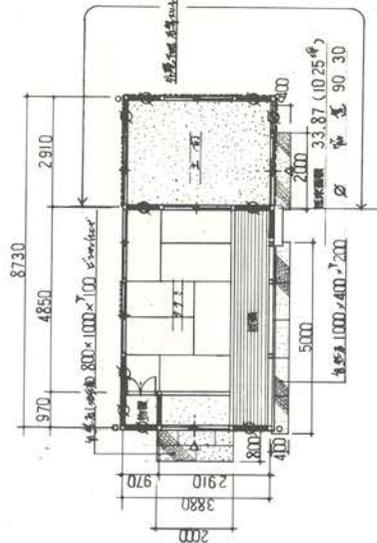
梁伏図 $\frac{1}{100}$



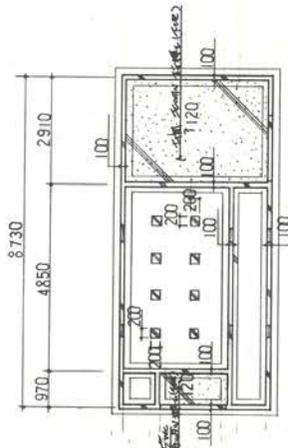
天井伏図 $\frac{1}{100}$



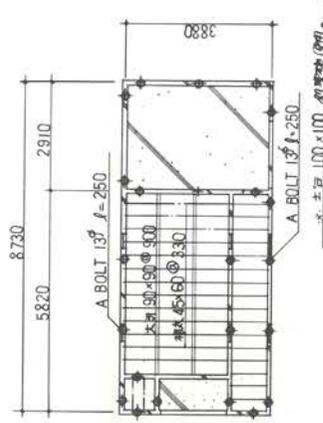
柱伏図 $\frac{1}{100}$



平面図 $\frac{1}{100}$

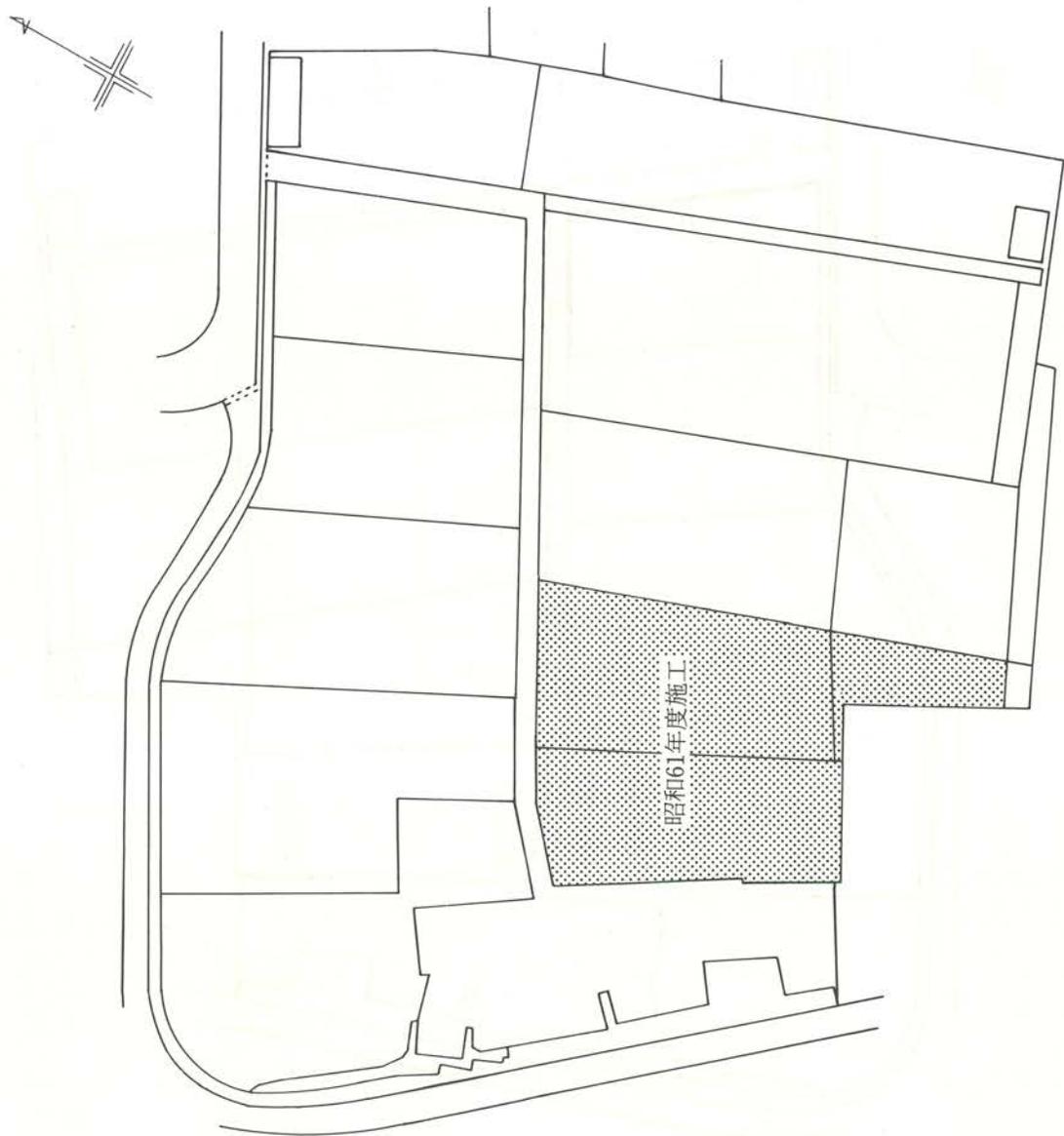


基礎伏図 $\frac{1}{100}$



床伏図 $\frac{1}{100}$

昭和61年度施工区



旧島原藩薬園跡整備育成協議会運営要領

1. 趣 旨

旧島原藩薬園跡地を薬用植物園として整備復元し、県下に生育している薬草、県内で栽培されている薬用植物、中国産薬用植物等を植栽して展示栽培を行うとともに広く県民に薬用植物についての知識を普及し、薬用植物の栽培の推進、県民の健康増進に寄与する一方観光資源としての活用を図る。

2. 組 織

- (1) 協議会は、会長、副会長及び委員長及び若干名をもって組織する。
- (2) 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- (3) 役員は、委員の互選による。

3. 協議事項

- (1) 植栽計画の立案、施行に関する事。
- (2) 薬草園の除草、清掃等維持管理に関する事。
- (3) 薬草展等催し物の開催等知識の普及と栽培の推進に関する事。
- (4) 薬草園案内パンフレット等の作成等観光啓発に関する事。
- (5) 島原薬草園に関する歴史的資料の収集に関する事。

4. 幹 事 会

- (1) 協議会に幹事会を設ける。
- (2) 幹事は、会長が指名する者をもって充て、幹事会の長は、幹事の互選による。
- (3) 幹事会は、会長の指揮を受けて協議事項の推進を補佐する。

5. 事 務 局

- (1) 事務局は、島原保健所内に置く。
- (2) 事務局に会長が指名する庶務担当3名を置く。
- (3) 庶務担当は、会長の指揮を受けて庶務を遂行する。

6. 補 則

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年3月22日6から施行する。
- 2 事務局の所在については、整備事業終了後（昭和62年度予定）別途協議する。

園内の見取図



総面積 9,946 m²

圃場面積 4,841 m²

育 苗 園

園内に栽培する薬用植物の試験栽培を行うとともに、苗床等としても活用する。

ジャノヒゲ	アミガサユリ	アミガサユリ	ハブソウ	アマチャヅル	ウコン	オケラ ムラサキ
ミシマサイコ	エビスグサ	ショウガ	トウガラシ	トウキ	シソ	ウイキョウ
サフラン	シャクヤク	コガネバナ	ベニバナ	キキョウ	ポタ	タン

長崎県内で栽培されている薬用植物見本園

長崎県はもともと薬用植物の栽培が行われていない県であったが、ここ数年来、農家等における関心が高まり、10種以上の薬用植物が栽培されるようになり、なかには、瑞穂町のミシマサイコのように生薬問屋との契約生産栽培に至った所もある。

このような、県内で栽培されている薬用植物を展示して紹介し、栽培地域及び面積をさらに拡大させる。

アカヤジオウ	トウモロコシ	センブリ	オウレン	オタネニンジン	育苗園	ハトムギ	土大黄	ミシマサイコ
コガネバナ	センブリ オオバハブソウ	ハマボウフウ	シロバナ ムシヨケギク	キサフラン ウ	アミガサユリ		キハダ	ゲンノシヨウコ レモン グラス ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ リンドウ

漢方処方等薬用植物見本園

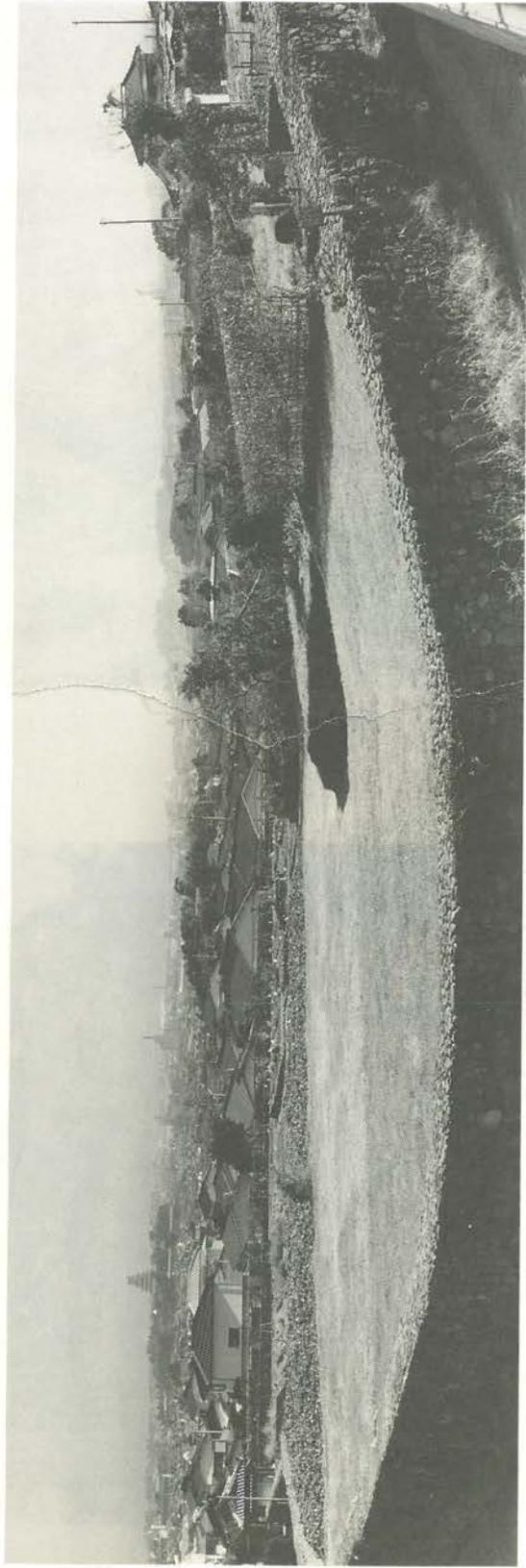
薬用植物に対する県民の関心を惹き起こし、教育的効果を発揮するためには、展示の方法についても研究する必要がある。例えば、現在の漢方ブームに対応して、漢方薬に対する理解を深めるための手段として、いくつかの繁用される漢方処方の構成生薬を上げ、これら生薬の原植物を同時に展示したり、同属或いは同じ薬理作用を示す薬用植物を展示するなどの方法は興味のある方法である。

1 漢方処方コーナー

- | | |
|---------|--|
| ① 葛根湯 | クズ マオウ ナツメ ショウガ ニッケイ シャクヤク カンゾウ |
| ② 桔梗湯 | キキョウ カンゾウ |
| ③ 紫雲膏 | トウキ ムラサキ ゴマ |
| ④ 平胃散 | オケラ ホオノキ ミカン ショウガ ナツメ カンゾウ |
| ⑤ 黄連解毒湯 | オウレン コガネバナ キハダ クチナシ |
| ⑥ 麻黄湯 | マオウ アンズ ニッケイ カンゾウ |
| ⑦ 香蘇散 | ハマスゲ シソ ミカン ショウガ カンゾウ |
| ⑧ 麦門冬湯 | ジャノヒゲ カラスビシャク ナツメ ニンジン カンゾウ |
| ⑨ 小柴胡湯 | サイコ カラスビシャク ショウガ コガネバナ ナツメ ニンジン
カンゾウ |
| ⑩ 半夏瀉心湯 | カラスビシャク コガネバナ ニンジン カンゾウ ナツメ ショウガ
オウレン |

2 同薬効植物コーナー

- | | |
|--------|-------------------|
| ① 滋養強壯 | クコ サンシュユ ナツメ |
| ② 健胃 | エビスグサ ヨモギ リンドウ |
| ③ 風邪 | ウメ クズ ハマボウフウ |
| ④ 鎮咳去痰 | アミガサユリ ウイキョウ キキョウ |
| ⑤ 頭痛 | サフラン トウキ ミシマサイコ |
| ⑥ 皮膚 | カミツレ スイカズラ ハトムギ |
| ⑦ しもやけ | カラスウリ ユキノシタ クチナシ |
| ⑧ やけど | アロエ ムラサキ ワレモコウ |



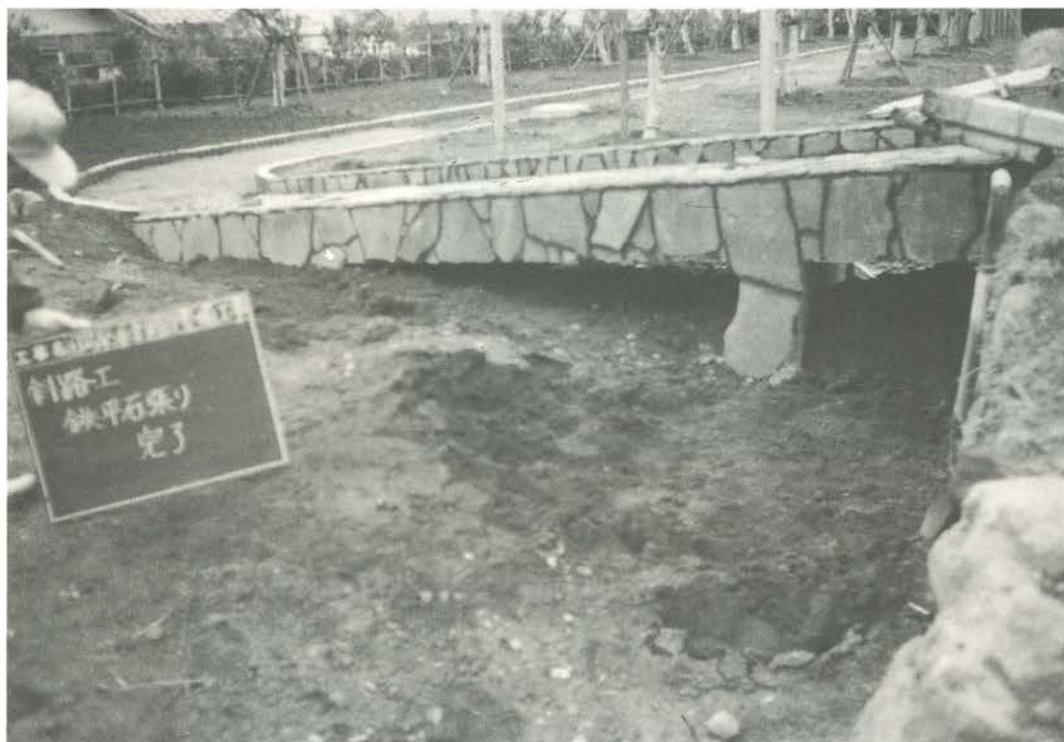
壳了写真



昭53年度便所工事中



昭53年度便所竣工



昭57年度斜路工



昭57年度斜路工



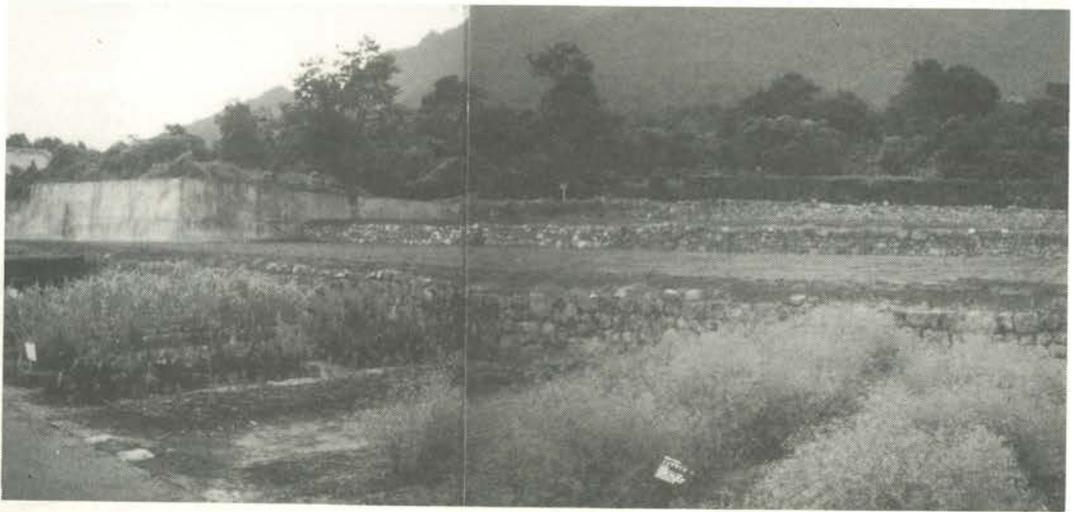
昭58年度着工前



昭58年度完成



昭61年度着工前



昭61年度完成

2 工 区



着 工 前



竣 工

4 工 区



着 工 前



竣 工



